

第三十一次回国会 衆議院 通信委員會議録 第九号

昭和三十四年二月二十六日(木曜日)

午後一時四十分開議

出席委員

委員長 淺香 忠雄君

理事秋田 大助君 理事上林山榮吉君

理事進藤 一馬君 理事橋本登美三郎君

理事栗山 博君 理事片島 港君

理事小松信太郎君 理事森本 靖君

藏内 修治君 椎熊 三郎君

武知 勇記君 小澤 貞孝君

金丸 徳重君 栗原 俊夫君

出席政府委員

郵政政務次官 廣瀬 正雄君

郵政事務官 大塚 茂君

(簡易保険局長)

委員外の出席者

専門 員 吉田 弘苗君

二月二十六日

委員松前重義君辞任につき、その補欠として阿部五郎君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二号)

○淺香委員長 これより会議を開きます。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○森本委員 簡易生命保険法の一部を改正する法律案について質問をいたし

まするが、残念ながら大臣が参議院の關係で見えておりませんけれども、一応大臣と同じということで政務次官の方から答弁を願いたいと思います。

まず最初に質問申し上げたいことは、この前の委員会以来、いつも私の方から言っております最高制限額の引き上げについては、まだ二十五万円引き上げについては、まだ二十五万円引き上げについては、まだ二十五万円

で据え置かれていたわけでありまして、そこで、最高制限額の引き上げの問題については、最高制限額をこれ以上引き上げると、さらにまた民間との競争ができるということ、まるでこれはしゅっちゅう競争しておるような関係にあるわけでありまして、そういうこと

とでなしに、簡易生命保険というものは、この保険法の第一条にありますが、趣旨のつとまりまして、小額の、たとえば三十五万円から三十五万円以下の保険というものは簡易生命保険に限るというような措置を講じないことに

は、この簡易生命保険というものの生まれた存在と意味を失うわけでありまして、そういう点から、この点については、絶えずこの委員会でも論議が出ておるわけでありまして、一応今回の家族保険を制定するに際して、そういう基本的な問題をまず御答弁を願いたい

と思ひます。どこにそういうことを復活することに対する欠陥があるのか、こういうことでもあります。

○廣瀬政府委員 簡易保険の現在のあり方につきましては、森本委員の御指摘のように、民間の保険会社におきましても低額の保険におきましては無診

査で加入ができる、あるいは毎月会社が保険料を集金するというところで、性格が非常に競争しておるものであります。従いまして、簡易保険の独特のあり方というようににつきましましては、この際根本的に検討しなければならぬというように私どもは考えております。当委員会でもいろいろ御意見も存することでございますので、この問題につきましまして鋭意検討中でございますが、なお郵政大臣の諮問機関であります郵政審議会に對しまして

も、この問題につきましまして諮問をいたしておるのであります。遠からず答申もあろうかと存じますが、御指摘の通りだと思ひますので、この問題につきましましては将来の簡易保険の成長と申しますか、発展と申しますか、普及と申しますか、そういう点から一つ考えてみたい、かように思っております。

○森本委員 将来にわたって検討するということとは、もうこれは四年も五年も前からこの委員会において時の大臣が言っておることでもあります。そこで小額保険については簡易生命保険に限るという昔の独自の性格をここに移動するというようなことについては、一体どこにそういうことのできない原因があるかというところを一つ究明しておきたい、こう考えておるわけなのです。それを一つ明らかにしてもらいたいと思ひます。

○廣瀬政府委員 これは民間保険が新しくきような攻勢に出てきたということにその原因があると申さざるを得ないと思ひます。

いと思ひます。その民間保険との關係に非常にむずかしさがあるのではないかと申すのであります。この点、關係の大蔵省とも積極的に研究を進めて、何とか簡易保険が在来の独占的な地歩を占めておったということ

で持っていくというところに努力を続けて参りたいと思ひます。あれ以来の大臣が、検討中だとか努力を続けておるといふことを申しておったというお話でございますけれども、ただいまの大臣、私もそこそこほんとうに郵政審議会にも諮問いたしておりました、真剣に考えておりますような次第でございます。森本先生の御意見も拝聴いたし

つつ、さういふ方向に進んで参りたいと思ひます。

○森本委員 政務次官も当委員会の理事をやっておられたので、もっと詳しく知っておると思ひましたが、そうじゃないようであります。この簡易生命保険というもののについては、今まで郵政省が一生懸命努力してきておって、終戦までは小額保険は一応簡易生命が独占的な性格でやってきておったわけでありまして、たまたまGHQの指令によつて独占禁止法が施行せられるという形になって、そしてこの簡易生命保険の小額保険の独占が失われた、こういう結果になっておるわけであり

ます。しかしその他の公營事業等については、一応独占的な性格を持っておるものがかなりあるわけでありまして、たとえば専売にしても、あるいは電気通信事業にいたしましても、あるいは国

鉄にいたしましても、そういうものはやはり残っておるのであります。ところがこの簡易生命保険というものは、いわゆる保険事業が民間保険と簡易生命保険の両建になっておるところから、そのときのいきさつの問題については知りませんが、そういうことで除かれておるわけでありまして、除かれた動機というものがあまり明確でないわけでありまして、これは、その当時は課長さんであったかも知れませんが、現在の保険局長としては、これ

を除かれたときのいきさつについては詳しく知っておるはずでありますから、この簡易生命保険が独占的な性格から今日のようなものに改正せられたいきさつを一つ御説明を願いたいと思ひます。

○大塚政府委員 御説明申し上げます。先ほど森本先生からお話がありましたように、終戦後GHQの独占禁止法の精神に基いた勧告等もございまして、当時独占であった規定を廃止したというところでございまして、当時簡易保険局といたしまして、大体簡易保険の独占的な立場が相当高まっております。従つて独占を廃止いたしましたも、民間がそれに食ひ込んでくる余地はそれほど大きくなかろうというような考え方も一部ありまして、GHQの勧告に従つたというようないきさつで、独占規定が廃止をせられた次第でございます。

○森本委員 これは、大臣によくこの辺の質疑応答を聞かしておかぬと意味

がないわけですが、あとで大臣もよく速記録を読んで勉強してもらいたいと思うわけでありませう。

そういうことでこの独占性が廃止せられた。ところが今日、これが意外に民間保険と非常に競合してきた。そこで簡易生命保険の最高額の引き上げについては、数回にわたって国会においてなされたが、なされたが、絶えずこの最高額の引き上げについては、まだまだ足りない。こういうことで、おそろく当委員会でもこれは与野党一致で、もう少し上げようという意見が出てくると思いますが、毎回の委員会においてそういうことが言われておる。ところが最高額を引き上げたところ、今の競合問題については根本的な解決がつかない。GHQから指令が出まして、そういう形の独占性が除かれたというところは、あの当時はすべてとにかくGHQの方針に従ってやった。しかもその時分の、向うさんでいえば民間保険会社の課長なり係長クラスのようになんか時のGHQの責任者になつてそういう指令を發した、それに従わざるを得ない当時の日本の運命であつたわけだ。そういうことを考えてみると、もはやあれから十何年もたつておる今日においては、この独占性というものは復活をしてもいいじゃないか、こういう意見が当然出てこなければならぬわけだ。しかしこれが、今日は民間保険がそういう小額保険の中に入ってきた以上は、民間保険との競合があつてなかなかむずかしい、こういうことに現在はおつておると思いますが、しかし郵政当局としてはやはりその独占性が失われたときにさかのぼって考えてみて、それか

ら今日までの十何年というものの簡易生命保険と民間保険との競合を考えると、これ以上民間保険と簡易生命保険というものが競合するということは、非常に私は将来の簡易生命保険のあり方からいまして問題になつてくるんじゃないか。やはりこの簡易生命保険というもののあり方については、この簡易生命保険法によりましてこの第一条と、それからこれは営利を目的とするものではないということがあるわけでありまして、それを根本的に生かしていかうとするならば、先ほど言いました独占的なものを生かさないければこの簡易生命保険法の基本事項にマッチするような保険事業というものはできない、こういうことをまづ私は言いたいわけでありませう。ここで出て参りましたところの家族保険、親子保険というものの、簡易生命保険というものを将来維持していかうというところの考え方についておるということ、火を見るよりも明らかでありませう。やはり国民全体に対する生命保険というものの恩恵を平等に生かそうという性格、性質よりも、簡易生命保険の募集のしやすいように、維持がしやすいように、資産というものを減らすまいように、こういう考え方に基いて郵政当局が出しておるということ、明らかになんだ。だから、すでにこの簡易生命保険というものが、この簡易生命保険法によりまして基本的な考え方からいんだんはすれていかなければならぬという格好になつておるわけでありませう。そういう末端の問題を論議するよりも、根本的な問題をやはり解決をつけていかなければ、簡易生命保険事業

のあり方からいまして将来なかなかこの運営というものはむずかしい、このことをまず一つ基本的に頭の中に置いてもらいたいと思ふ。そこで、政務次官が言われましたように、これは検討するとか研究するとかいう問題じゃないわけだ。今、保険局長が言われましたように、小額保険というものの独占性が失われたところの経過から見て、今日までのこの簡易生命保険事業というものを見た場合には、当然復活をしていい問題だ。ただ今日それが復活ができないということ、これは法律ですから改正しなければならぬ。そうではなくして、やはり民間保険団体の圧力というか、そういうものの御意向もあつてなかなかできないというものが実情なんだ。しかしこのわれわれといたしましては、そういうものも排除してやっていかなければこれはどうにもならぬじゃないか。そうやることも自身が民間保険と簡易生命保険というもののあり方をおのづから別個にして、そこに両建の保険事業というものが成り立っていく。こういうことを考えた場合には、民間保険事業者においても、その簡易生命保険がある一定の小額の独占というものをもつてそれ以上に競合することはないということになれば、そのあり方が最も私は正しいんじゃないか、こういう考え方をしておるわけでありませう。これを政務次官が単なる検討とか研究とかという問題でなく、これはもうその意見には全く賛成でありませうという答弁でないとおかしいわけであつて、ただ賛成ではありますけれども、

現在の政治情勢その他の諸情勢を勘案をいたしますと、直ちに参りませんの、今日郵政審議会へ諮問をして、郵政審議会からそういう考え方の答申が出ればわれわれの方としてはやりたいと思ふ、こういう答弁にならぬと非常におかしいと思ふのですよ。それはどうですか。

○廣瀬政府委員 考え方としては全く同感なのでありまして、そういうような考え方のもとにどういうような結果を出そうかということで今検討中でございます。考え方は全く私は同感なのでございます。

○森本委員 ますそういうことで、考え方は同感でありますけれども、現在の政治力をもつてはなかなかそういうことはむずかしい、こういうことになるだろうと思ふわけでありませうが、政務次官にせうかくこの問題については一つ将来も努力を願わなければならぬ。この簡易生命保険法の基本の条項というものを、よくもう一ぺんあらためて見ていただきたいと思ふ。これは営利を目的とするものではない、国民全体が一つの共済的な機関としてこの簡易生命保険というものを運用していく、これが基本でありますから、基本的なものを生かすということについては今の問題を解決しないと、枝葉末節のこの制度をいろいろいじくつてみても、それは国民のためになること、いたしましては若干の問題であつて、簡易生命保険事業の根本的な問題ではないというところをよく念頭に置いて、今後の運営を政務次官として、大臣としてやっていただきたい。

そこでもう一つ、この簡易生命保険事業の根本的な問題があるわけであり

ますが、それは簡易生命保険の資産の運用であります。これは非常に国会でも長いことかかりましたけれども、最終的には与野党が一致をいたしました、郵政省にこの運用権が移管をせられて、今日運用しておるわけでありませう。この運用の利率の問題であります、これは現在どうなつておりますか。

○大塚政府委員 三十二年度末におきまして五分七厘六毛の利回りになつております。

○森本委員 五分七厘六毛であります、それで実際のこれを経営していく場合の率はどうなりますか。

○大塚政府委員 御承知のように、簡易保険の予定利率は四分でございますので、それに対して確定配当といたしまして配当を二分やっております。それからほかにおきまして多少の損失が出ておりますので、それをカバーするというようなことを含めまして、最低必要利回りといひます、これは絶対回さなければならぬという利回りは五分一厘四毛くらいになります。

○森本委員 そういたしますと、今は昔の還付金制度というものはないとはいひますが、今ないのですか。

○大塚政府委員 還付金制度はございませうが、先ほど私が配当と申し上げましたのが、長期還付金と称しまして、確定配当になつております。

○森本委員 その長期還付金というのはどういう内容になつておりますか。

○大塚政府委員 保険に入りましてから三年以上経過しました契約に対して満期

の場合に剰余金の中から配当をする、
こういうものでございます。

○森本委員 その率は、だからこの法律によって変ってくるわけでありませうか。利益があればこれはその加入者に配分するというのが建前でありませうから、その利益の差によって変ってくる、こういうことですか。

○大塚政府委員 私どもの方では確定配当として、もうすでに加入するときにこの保険は満期の場合にだけ確定配当がつくというのを約束されておるわけでございます。従って、これは三十年満期でございます。ば、三十年の後に配当すべき金があるからきまつておるといふ確定的なものでございます。

○森本委員 そういふ長期還付金と別は、この五、六年なり四、五年前までは、別途のいわゆる配当というふうな意味における還付金がなかったのですか。あつたはずでありますか……。

○大塚政府委員 従来ずっと、配当といふ形をとつております。ただ剰余金が増えるに従ひまして、それを少し何回か増額をいたしております。

○森本委員 そういたしますと、だから先ほど言ったように、これは法律において営利事業でない、利益金があればこれは加入者に配当するといふ建前に法律ではなつておるわけでありませうから、それだけの利益金なり剰余金が出てくれば、この還付金に加入者に対してはふえてくる、こう解釈していいわけでありませう。

○大塚政府委員 さようでございます。

○森本委員 もともとこれは営利事業

でございますので、そういう点がありませんけれども、今言いましたように、この資産の運用が五分七厘六毛とすることになると、これは普通のものから見るとかなり低い利回りになつておるわけでありませう。これが実際に民間生命保険との競争をやるといふことになる、これはかなり立ちおくれにならざるを得ないといふことは、はっきり言えます。そういう点から考えた場合、しかしそうかといつて、この運用がちゃんときまつておりますから、そこそこでもここにでも利益の高いところへ運用するといふわけには参らぬ性格のものでありますけれども、この資産の運用については、昭和三十年に一度、長期信用銀行でございしたか興業銀行でございしたか、そういう法案が出されて、いろいろ検討したあげく、当時はまだ地方公共団体あるいはその他の公共団体に対するところの貸付が非常に少なくて、そういうところに出す金があるならば、まず優先的にこの金は地方公共団体に回すべきである、こういう考え方に基いてその問題は削除いたしました。その他そのいづゆる融資というものを条件にしてその法律が通つたと記憶しておるのではありません。今の政務次官はそのとき理事でありまして、一緒に満場一致で通つた経験を持つておるわけでありませう。そのことを考えてみますと、やはり今日の段階になつてきますと、一応地方公共団体に対する簡易生命保険の貸付といふものについては、一応満配とまではいきませんけれども、そういう方向になつておるのではないかと。そううなつてくると、簡易生命保険の資産の運用については、利回りのいい方向

についてここで一たび考えてみたらいのじゃないか、こういう意見が当然出てこなければならぬはずであります。

○委員長退席、秋田委員長代理着席

そういう点についてはどういふお考えですか。

○廣瀬政府委員 簡易保険の資産の運用につきましては、なるべく利回りをよくしたいといふような点で、先年長期信用銀行もその対象にしたいといふことと提案したこともございしたけれども、御指摘のような理由で、とうとうさういふことはできなかったわけでございますが、お話のような事情に最近なつておりますので、将来は対象をなるべく拡大したいとして、資産の利回りを有利にしたい、かようなことを現在考えておるわけでありませう。

○森本委員 そこで、長期信用銀行とか、あるいはその他の興業銀行とかいうものが当然出てくるわけでありませうが、一つ私が聞いておきたいのは、昭和何年でありましたか、これも一応国会を与野党満場一致で通つております労働金庫法が制定されました、今日全国的にこの労働金庫というものが労働者に対しての非常な事業として発展をしつつある。こういう段階において、これはやはり地方公共団体と同じような考え方に基いて、こういう方向にも融資をしても何ら差しつかえないじゃないか。しかも、現在の金利の利回りよりもいい利回りでの融資ができる。こういうことになつて参りますと、こういう問題についても考えて

いつていいのじゃないかと思うのです。が、政務次官、どうですか。

○廣瀬政府委員 ただいま御指摘の労働金庫を含めて一つ検討してみたいと思ひます。

○森本委員 含めて検討せられるならけつこうであります。そこで簡易保険についてまず政務次官として念頭に置いてもらいたいのは、最高制限額を引き上げについても非常に大事であります。それと同時に、今申しました独占的なものの復活については、これは非常に大事であります。それと今日簡易生命保険事業における大きな問題と申しますのは、今申しました資産の運用についての利回りの点、この三つを十分に相互関連をもつて考えていかなければ、簡易生命保険事業といふものは、枝葉末節を改正しても、それは改正しないよりは改正した方がましでありますけれども、その大勢には影響がない。やはりこの三つの問題を根本的に解決をつけないければならぬ運命にあるといふことを、この法律改正案がかりに通つたことになりました。よく念頭に置いていただきたいといふことを私はまず申し上げておきたいと思ひます。

そこで、今度はこの法律案についての小さな質問に入っていきます。まず私が最初にお聞きしたいのは、私が今ちょっと申し上げましたように、一般の国民に対する利益を念頭に置いたやり方よりも、今回はやはり簡易保険の募集、ひいては運用金の拡大、それから維持、そういう方向の事業的な見地に大きな期待を今回の改正については抱いておるといふ具体的な証拠として、今回は、たとえば保険金の倍額支

払いについても、廃疾による保険金の支払いについても、これは保険契約者についてののみ倍額支払いを廃疾の場合には支払う、こういうことになつておるわけでありませう。むろんこれは、数字的におそろしく統計が出た上においてこういうことが出ておると思ひますけれども、実際に簡易生命保険事業のあり方からいいますと、こういうことが民間保険事業と違つてよろしいのであつて、実際問題としては、今回の親子保険についても、保険契約者のみに倍額支払いあるいは廃疾による保険金の支払いを行うといふことは、私はどうも納得がいかぬ。この保険金の倍額支払い、廃疾による保険金の支払いといふものは、簡易生命保険という性格からいくなれば、今回でございましたところの親子保険の妻あるいは子供に対しては倍額支払いなりあるいは廃疾による支払いといふものを当然行なつていふのじゃないか。これがなされておらぬといふことは、おそらく答弁では、数字的にこれは損になるからできないといふことだらうと思ひますが、これはどういふわけですか。

○大塚政府委員 保険金の倍額支払いあるいは廃疾者に対する保険金の支払いといふものは、本来でございますと、特別の保険料を取りまして、特約としてやるといふのが普通の契約状況でございます。民間保険においてはそのようなやり方をとつておるわけでございます。しかし簡易生命保険におきましては、先ほどのお説にありますが、ように、国営でもありますので、特別の保険料を取らずに、いわば恩恵的な意味におきましてそういう不幸な方々に倍額の保険金を差し上げる、あるい

は廢疾になった場合に、死亡した者と
同様な保険金をお支払いするというよ
うな措置をとってきておるわけでござ
います。従つて、特別の保険料を取つて
おりませんので、いわば剰余金でやる
というような建前になっておるわけで
ございますが、今度の家族保険におき
ましては、配偶者及び——この保険は
御承知のように定期保険でございまし
て、これはきわめて保険料が少額でご
ざいます。従つてそういう剰余金とい
うものもほとんど考えられない。かた
がた、その家族の中で交通事故とかあ
るいは廢疾になった場合に最も痛手
をこうむりますのは、その夫といひま
すか、世帯主といひますか、保険契約
者になるような人でございますので、
今回は契約者だけに限つてそういう特
典を認めた、こういう次第でございま
す。

○森本委員 これは一つ統計をとって見たことがありますか。かりにそういうことになった場合、どれくらいの数になるかということ。おそらく今言いました法律の改正は、たしか昨年ですか、一昨年ですか、やはりこの委員会にかかって、ここでの問題を質疑応答をやつて、この倍額支払いの問題が通つたことを経験しておるわけです。今あなたが説明になつた点についてはその通りであります。その通りでありますけれども、實際問題としてはその倍額が少い、大したことはないということにおいて、できるならばこの倍額支払いと廢疾支払いについてはやれというところで、あれはできておると思う。それをさらに去年でしたかおとしでしたか、拡大した経験を感じておるわけであります。一般の保険の加入者に

そういう恩恵を与えておいて、今回の親子保険についてはその恩恵が契約者のみだということについては、私はどうしても納得がいかぬわけであります。それで、もしそれだけの大きな損失があるということになれば、こういう統計が出て参りますという数字があれば、一つ御発表願いたい。

○大塚政府委員　ただいまの簡易保険におきまして倍額支払いの金額がどのくらいかと申し上げますと、三十二年度におきまして二億六千七百万円余りでございます。これは倍額として払った純然たる額、従つて実際にはその倍を払つておるといふことになるわけでございます。この額は、交通事故等の増加に伴ひまして毎年相当急激に増加をいたしておりますので、実は特別保険料を取つていない関係で、相当の負担になりつつあるわけでございます。

従って、あまり広げたくないというような気持ちもございます。今回は従来と同じ内容の、養老保険のごとく契約者だけに限定をいたしましたわけでございますが、御要望の点もございますので、なお研究をしたいというふうに考えます。

○森本委員 三十二年、二億六千七百万円と言いましたが、廃疾は幾らですか。それから三十二年度の保険金の支払いの総額は幾らになっていますか。

○大塚政府委員 廃疾の金額はちょっと覚えておりませんが、たしか三十二年度で、廃疾は件数にいたしまして三百三十件程度、金額は今ちょっと正確には覚えておりませんが、平均保険金九万円として、三百三十件ですと二千九百万円ぐらいでございます。

それから支払い保険金の総額は、満

期も全部入れまして、三十二年度で九十億余りでございます。

○森本委員　これは一つ、法案をス
ピードをかけて審議をしておるわけ
にありますから、あなたの方の資料につ
いて万全の準備をしておいてもらわぬ
と、時間がかかって仕方がない。私の
方は、これでもまだ大事な点だけを聞
いているわけでありますから、資料は
十分、各課長等も動員をして調べてお
いていただきたいと思います。

そこで、九十億、二億六千七百万円ということになりますと、これはパーセンテージにいたしますと、おそらくそれほど金額にはならぬわけであります。今後、たとえばこの親子保険ができた場合、これは二十年でありますから将来のことになってきますけれども、

ども、かりにこの親子保険をやった場合に、現在の統計上の廃疾と、それからいわゆる保険金の倍額支払いがどの程度になされる。もし、かりに倍額支払いと廃疾支払いをやった場合にはどの程度の支払いが年間行われるか、こういう統計が出ていますか。

○大塚政府委員　まだそこまで実は計算をいたしておりません。

○森本委員　あなたの方はこれはつけ
ないということだったから、おそらく
そういう統計を出していないと思いま
すけれども、これは国民の立場からす
るならば、この保険については倍額支
払いと、それから廃疾支払いができな
いということならば——これは簡易生
命保険の一つの恩典だ、いわゆる簡易
生命保険の加入者に対するこういう点
は非常な特質でありますので、これを
保険契約者のみについて行うというこ
とでありますならば、そうでない人に

対してできない、できない理由はしか
 じか、かくかくである、こういうこと
 を明確にできる資料がないと、この法
 律案件を審議する場合は国民の立場か
 らするならば、これは不明確であると

うはそういう資料がなければ、あしたでもけっこうでありますから、一応、こういう数字的な理由によってわれわれの統計上はできない、こういう理由を明確にしていただきますならば、われわれとしては、それはそれだけの数字であっても、こうやったらできるんじゃないか、こういう意見も出てくるわけでありますから、もしそういう数字の説明ができなければ、あしたでもけっこうでありますが、どうです。

○大塚政府委員　まだ正確に計算はいたしておりませんが、家族保険におきましては、子供の数を限定しないということにいたしておりますので、子供について交通事故その他の倍額支払い、あるいは小児麻疹等の廃疾というようなことを考えますと、相当な金額

になるだろうと思います。それに対して、この家族保険の保険料に含まれておる保険料というのは、この子供の分につきましては非常に少い数字でございまして、たとえば十万円の家族保険に入った場合に、その中に含まれておる子供の保険料は、たとえば父親が三十歳で入った場合は月たった十五円というような数字に、内訳を申し上げるとなります。こういう十五円しか保険料を取っていない場合、子供の数が非常に多いものでございますから、何人かが倍額支払いということには、とうてい計算上成り立たない。そうだ

とするならば、結局特別保険料の意味を含めた保険料にする、従って保険料全体を相当高くしなければならぬじゃないかというような結果になると考えております。

○森本委員　十万円の場合に十五円と
いうことでありますけれども、もし
そういうことでございましたら、これ
が若干値上げになつても、この倍額支
払い、障害支払いを行うことが、簡易
生命保険のあり方からして妥当であ
る。だから私が言つておるのは、たと
えばこれを施行した場合は、年間保険
金の支払いが幾らある、出生率と、交
通事故その他の事故というものは統計
上出ておりますから、そういうもの等
を見て、場合によつては、それではこ
れを倍額支払いをこうやるのと、総

額においてなんぼの保険金の支払いであつて、実際の倍額支払い、廃疾の支払いが幾ら、こういう統計の数字が出てきます。そうなつてくると、これが保険料がこれこれであつて、支払い金がかうなりますから、採算上はこれだけが合はぬ、こういうことになつてきた場合は、それでは場合によつてはその保険料額を若干でも値上げをして、それに合せるといふことになつて、保険料の値上げといふものが、たとえば十五円というのが二十円になつても、せかかくこういうものをこしらへるといふ場合には、これは大きな一つの宣伝になる、こういうことを言っているわけなんです。こういうところの答弁は、これは数字の問題でありますから、そういう点については明日にいたしますので、一つ数字を明確に課長さん連中にでも調べさせて、こういう事情でできないといふことを――

私はこれは大きな問題だと思う。今度の簡易生命保険法の一部改正の、親子保険を作るに当たっては、こういうふうなことをやっている問題じゃないかと考えるわけであり。それではこの問題は明日にでもお聞きすることにしまして、まだ私は相当質問する事項があります、時間もありません。二時半から本会議が始まるのでありますから、それまで一応質問をいたしまして、なお明日またゆっくりやりたいと思います。

そこで、もう一つ聞いておきたいと思いますが、今回のこの簡易生命保険法の一部改正によって親子保険というものができるわけであり、現在の保険の募集手当というものはどうなっておりますか。

○大塚政府委員 御質問の趣旨がはっきりいたしません、募集手当は総額で大体十七億程度、毎年支払っております。

○森本委員 十七億の総額でございしますが、これをはっきり分けまして、普通局と特定局がどうなっておりますか、個人に対する募集手当の割合はどうなっておりますか。それからその次に、この募集手当に伴うところの契約雑費がどうなっておりますかというふうな問題を聞きたいと思ひます。

それから、ついでに全部言っておきますから、よく研究されて、あしたでも御答弁願いたいと思ひますが、現在の保険の募集の目標については、保険料と保険金の両建てでやっておると思ひますが、この親子保険の保険金というものはかなりの高額になる。子供の分も入っておりますから……。そういう場合の保険料と保険金の問題がどう

なっておりますか。それから毎年の目標額の設定等についてもそういうことであると思いますが、そういう点についてはどうなっておりますか。それから簡易生命保険法ができて、内務事務が今までよりかなり複雑になると思ひますが、そういう点についてはどう考えておられるか。それから診療所とか診療船とかいうふうな、現在保険事業として国民に対するサービスが行われておりますが、これは現在どうなっておりますか。この資料をあしたまでに出していただきたい。それから将来どういう方向においてこれを増置し、あるいはやるようにするつもりであるか。それから父子、母子保険の制定を今回やっておりますけれども、これはどういうわけを除いたのか。将来どういう方向においてこれを行わんとするの。それから百分の四十と百分の二十という、いわゆる子供と親との関係は、いづれに基準を置いてこういうものをこしらえたのか、その数字的な根拠。それから、これは漫談みたいなことになりすけれども、妻と夫との間の年数の開きが七年と十二年というのできておりますが、これはどういうわけで七年と十二年にしたのか。十二年ということがあると、差しつかえが起る人があると困りますので、この問題はこういうわけで行くので、この問題を置いたのか。それからさらに、こういう簡易生命保険の一般国民に対するアップビルの方法というものが非常に足りないんじゃないか、だから今後のアップビルの方法等についても、一つ十分に答弁を願いたい。

こういういろいろな問題を、あしたまたゆっくり聞きたいと思ひますし、

また同僚委員からかなり突っ込んだ質問が、いづれ長時間あらうと思ひますので、あなたの方では、あしたはこの係の者を総動員してでも、全部答弁ができるように一つぜひやってもらいたい。そうすることが議事の進行にもなりますから、これは特に私の方から老婆心ながらお願いをしておきます。本会議が始まりそうでありまして、一応きょうの質問を終ります。

○廣瀬政府委員 十分準備してお答えいたします。

○秋田委員長代理 次会は明二十七日金曜日午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開くこととします。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時二十三分散会

通信委員会議録第七号中正誤

ベシ段 行	誤
二二七	委員私も
七四六	しだい
九一五	する者のの
	する者の
	次第
	私も
	正

昭和三十四年三月三日印刷

昭和三十四年三月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局